

## 海外だより

## 見事なファイリングと お粗末な台帳処理

厚生省年金局 竹内邦夫

イラクの国民は非常にすぐれたファイリングの能力をもっている。

これは私自身が直接見たものではないが、レジデント＝オフィフと呼ばれる役所には、短期旅行者と特殊な待遇をうける一部の人を除くすべての外国人の居住登録がなされているが、ここではすべての書類が個人毎にファイルされて保管されている。であるから、この国へ出入りの回数が多くなるほど、この人のファイルは部厚いものとなる。この国は、現在、革命政府によって統治されており、政府転覆計画を非常に警戒していることや、イスラエルとの関係が非常に不穏であること等から、通信に対する検閲が厳しい。また、日常品の入手が非常に困難なために、國

外に出かけることの多い在留日本商社員等は、出国ビザをもらう度に、このファイルのために気持の悪い思いをさせられている。この国の通貨イラキデナーを外貨に替えることは可成り厳しいコントロールがある。しかし、ややこしい手続をふめば一定の額までは中央銀行から承認書がもらえることになっている。この中央銀行にはまた立派な個人ファイルがあって、申請書等の一切の書類がすべて保管され、何謀は何月何日いくら、何月何日いくらの外貨を買ったかがわかるようになっており、通貨管理の強力な手段として働いている。

しかしながら、この様な立派なファイルは、必ずしも、前述の例のように非常に大き



な目的を達するためにのみ保有されているものではないようである。

この国の被用者に対する社会保障制度は、1964年法により導入され1966年4月より実施された。この制度は、疾病給付（我が国の健康保険制度でいえば傷病手当金）、母性給付（同、出産手当金）、分娩費、埋葬料を規定する疾病部門、障害年金、老齢年金、遺族年金、老齢一時金、遺族一時金を規定する年金部門、及び療養の給付、業務上障害給付（休業手当）、廃疾年金、遺族年金、廃疾一時金を規定する業務上障害部門の三つの部門より成り立っている総合保険制度である。このうち、業務上障害部門の療養の給付は實際上行なわれておらず、業務外の疾病と同様に、公的医療機関における無料の診療で代替されている。また被保険者はその月収に応じて五つの等級の何れかに格付けされ、それぞれの等級に応じた保険料の印紙を被保険者手帳に貼付することによって納付することとなっているが、その費用の分担は、事業主2に対して被用者1の割合である。

さて、業務上障害部門の諸給付を除き、殆

んどすべての給付は、その支給をうけるために一定の保険料拠出期間が要求され、またその給付の額も、特定期間のその者の報酬等級に関係づけられている。その為には、我が国における一般的な考え方からすれば、被保険者台帳が設けられ、それにその被保険者の生年月日を始め、性別、被保険者資格の取得喪失の状況、保険料納入の記録等が記入されていくべきであると考えられるのであるが、今のところ、この様な被保険者台帳のでき上る見込は全くといってよい程無い。被保険者の名前、生年月日、使用主（最初の被保険者資格を取得した際の）、被保険者番号だけを記入した被保険者手帳の卵のようなものは作成され保管されているが、これには、その後の被保険者資格の得喪の記録も、保険料納入の記入も全くない。

であるから、給付を請求する場合には、被保険者であること、または被保険者であったことを示し、その間の報酬等級を示すためには、被保険者手帳を給付の請求書につけて提出しなければならない。この場合、手帳の数は1冊であるとは限らないのである。

保険料の印紙は、事業主が社会保険庁又はその支所にきて購入し、被用者の手帳に毎月貼付してやることとなっているが、これがまたきわめてあぶないものである。そのため、調査官が居て、時折、事業所へ出向いて、すべての被用者が手帳を有しているか、その月の分まで正確に印紙が貼付けられているか等を調べて廻るのである。その結果、被保険者手帳を持っていない者については、資格取得届の提出をさせ、印紙のはっていない分については、いくらいの印紙を貼るようにという指示がなされる。調査官は、この監査の結果報告を作成するが、これがまた丁寧に、事業所毎に、数年間に亘って、完全なファイルとして保管されている。厚いものになると、一事業所分でも数種は充分ある。しかしながら、社会保険庁の本庁にも支所にも、事務所毎にそこに雇われている人の氏名（実はこの国の多くの人は名前しかもっていないが）、生年月日、性別、報酬等級等を一括して示すような何等の台帳もない。

実は、つい先頃、非常にショックを受けるような出来事が見付かった。それは、この国

の最大の適用事業所である国有鉄道のある従業員（勿論労働者であるが）が病気で仕事を休み、給料を受けることができなくて疾病給付（疾病による休業に対する所得の保障＝我が国の傷病手当金に当る）の請求をしたのであるが、その被保険者の手帳には全く印紙が貼付されていなかったのである。よく調査をして見たところ、国鉄は数年に亘って、被保険者の給料からは保険料を差引いていたが、財政不景氣のため、全く印紙を購入せず、被保険者手帳にこれを貼付していなかったのである。この様なことは当然調査官によって見出されるべきであるが、これがわからなかったのは調査官による調査が、事実上、国鉄については出来なかったからである。なぜなら、17,000人という被保険者数は、手帳を調べるにはあまりにも多いし、且つこれらの人々が駅に分散していたり、乗車していたり、家にいたりしているのであるから。

お金の出し入れには非常に厳しいイラクでも、印紙の売捌きについては、大福帳式で、何月何日、だれだれに、何等級の印紙何枚売ったというような記録が残されているのみで

あって、個々の事業主が、印紙を必要なだけ買っているかどうか一目で見得るような何等の台帳も備えていないのである。

前述のように、給付の請求には、被保険者台帳が全く役に立たないので、是非とも、自分の資格を証明するために被保険者手帳を添えなければならないが、その他にも、いろいろの書類を裁定請求書に添えなければならぬ。それ等は事業主の休業証明であったり、医師の診断書であったり、更には、妻や子供の出生証明書（我が国でいえば、戸籍謄本にあたるか）であったりするが、文字の読み書きのできない人の多いこの国の国民にとっては大変なことである。給付の決定が行なわれたあとは、これ等のうち返還しなければならない出生証明書や被保険者手帳（被保険者資格喪失を条件とする老齢年金や遺族年金の場合には被保険者手帳は返還されない）等をのぞいて、すべての書類は個人ごとにファイルされる。

短期給付についてさえ、この様なファイルは10年もの間完全に保管されることになっているが、年金受給者については、またこれが大変なことになる。年金額が法改正によって

変更されれば、これに関する個人ごとの決裁文書はすべて、この個人のファイルに追加されるし、子供が大きくなって年金支給の対象とならなくなればまた一枚書類が追加される。年金受給者が死亡して遺族年金に移行する場合には更に数枚の書類が追加ファイルされるといった調子である。すなわち、このファイルには、その者に関するすべての情報が納められているのである。

この様なファイルが各種年金を合せて、おそらく現在は数千に上るであろうが、これから特定の年金について、その年齢別の受給権者数と年金額を知ろうというような簡単な統計表さえ作表することは容易なことではない。なぜなら、その人が生れた年と、年金をもらっているかどうかを示す記録と、その年金額とは、それぞれ異った紙の上に書かれていて、それがどの紙の上に示されているのかはそう簡単には判断できないからである。私は、1枚の紙の少くとも裏表の中に必要なすべての事項が記録されているような受給権者台帳を作ることを勧告したのであるが、ついにその意見はうけ入れられなかったようであ

る。彼等はその必要性を全く感じないらしい。この様に、イラク国内においては、あらゆるところで立派なファイルを見出すことができる。この様な能力を誰が教育し、誰が訓練したのかは私は知らない。古い英國の委託統治のなごりであるかも知れないし、独立後の政府そのものが考え出したものかも知れない。

外国人の居住登録や、中央銀行の外貨取得に対する個人ファイルは実に見事であり、その目的とするところも殆んど理解できるし、それをほぼ完全に達成しているように見受けられる。また、年金受給権者に関するファイル等については、公務員の詐欺、横領、収賄等を防ぐための手段として、多くの人のサインを必要とする文書の決済とともに有力な武器の一つであるという人もあり、この見解もある程度理解できるのであるが、調査官による調査の監査報告書が事業所毎に長年月に亘ってファイルされているのは何を目的としているものであろうか、彼等は、あるいは、特殊な目的を達するためでなく、ただ漫然と習慣に従ってやっているのかも知れない。

一方ではファイリングや文書の決裁に多くの時間と労力とをかけながら、被保険者や年金受給者の現勢を見るのに是非とも必要な被保険者台帳や受給権者台帳を一向に作ろうとしないのは、誠に解せないことであるが、要するに、この様なファイルがすべての金銭受授の完全な根拠資料を提供しているということと、金銭の出入以外には全く数字の価値を認めない後進性の故であろうか。

そういえば、ここでは、「統計表を作成すれば金がもうかるのか」というような反論をしばしば聞かされたものである。

(52頁より)

れたが、この交渉で、LOはLOと使用者連盟(SAF)に関連を有する全被用者が、現在の年金年齢とされている67歳の代りに、65歳の年金年齢を採用するように要求した。ちなみに、俸給取得者の場合には、団体交渉により、65歳で年金を受給できることになっている。また、LOは疾病時の現金給付について、現在給付を支給されない資格取得期間中にも、給付を支払うように要求し、さらに、給付を減額される長期的疾患に対する特殊な疾病(現金)給付の支給を要求した。

(平石長久 社会保障研究所)

### 編集後記

青葉の季節なのに、木の葉が芝生に散っていた。足をとめて、葉の少なくなった梢をながめている姿を、不審そうにふりかえる人びとがいた。かれらは、時ならぬときに木の葉が散る狂った自然の摂理に、気がつかないのだろうか? これは無気味な人類滅亡の予告かも知れない。それは思い上った人類への報いであろう。地球という宇宙船の上で、人類はかれらだけを中心にして、同乗者である他の生物をほとんど無視してきた。人類は、それらの他の生物を、この宇宙船上の共同生活者として意識したことがあるだろうか? 自分の存在を主張するために、他の存在を無視したり、あるいは軽視してきた人類が、昨今では、「自然保護」という言葉を用いているが、その言葉はいかにも空々しく聞える。

(平石)

海外社会保障情報 No.15

昭和46年7月25日発行

編集兼発行所 社会保障研究所

東京都千代田区霞が関  
3丁目3番4号  
電話(580)2511~3

研友社印刷 納

